

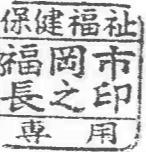


保保年第 308 号
令和4年1月24日

記

福岡市国民健康保険運営協議会
会長 横木 晶子 様

福岡市長 高島 宗一郎



令和4年度 福岡市国民健康保険事業の運営について（諮問）

国民健康保険は、国民皆保険制度のセーフティーネットとして重要な役割を担っておりましたが、高齢者や低所得者の加入割合が高く構造的な問題を抱えていることから、その財政基盤は非常に脆弱なものとなっており、今後も高齢化の進展や医療の高度化等により医療費等は増大し、その運営はますます厳しい状況となっております。

福岡市におきましては、収納対策の強化による収入の確保や医療費適正化による歳出の増加抑制を図るなど、効率的な事業運営に努めるとともに、赤字対象繰入金の削減にも努め、国保財政の健全化に取り組んでおります。

かかる状況を踏まえ、令和4年度の事業運営にあたり、次のとおり諮問いたしますので、ご審議のうえ、ご回答くださいますようお願いいたします。

1. 被保険者一人あたり保険料について

(1) 一般被保険者医療給付費分

令和4年度の一般被保険者医療給付費分にかかる保険料は、被保険者一人あたり
前年度より27円引き上げ、53,515円とする。

(2) 後期高齢者支援金等分

令和4年度の後期高齢者支援金等分にかかる保険料は、被保険者一人あたり
前年度より27円引き下げ、20,484円とする。

(3) 介護納付金分

令和4年度の介護納付金分にかかる保険料は、被保険者一人あたり
前年度より1,742円引き下げ、23,372円とする。

2. 保険料賦課限度額について

(1) 令和4年度の医療給付費分の賦課限度額については、政令が改正された場合、
前年度より2万円引き上げ、65万円とする。

(2) 令和4年度の後期高齢者支援金等分の賦課限度額については、政令が改正された場合、
前年度より1万円引き上げ、20万円とする。

以上